

社会教育学級 補助金のおしらせ

“自主運営が可能な団体を育成”し、“町民の自主的かつ組織的な教育活動の促進”を目的としています

【補助の対象となる“学級”の条件】

- ① 文化、体育、レクリエーションを含む「組織的な教育活動」を行う団体であること
- ② 1学級の会員が10名以上であること。
- ③ ②の7割以上が本町に住所を有する、または本町に在勤・在学する者であること。
- ④ 年間の開催回数が4回以上、合計時間が240分以上であること。
- ⑤ 特定の政党、宗教、営利に関する活動または事業でないこと。
- ⑥ 他の補助金及び施設利用等に関する減免の援助を受けていないこと。

【補助金額】 補助対象経費の総額または5万円（補助上限）のいずれか低い額

【対象経費】

- ・ 4月1日から翌年2月末日までの活動経費を対象とする。
- ・ 学級の運営に関する経費（※個人の作品制作等の材料費、食糧費等は対象外）
- ・ 講師への謝礼金等は、「嘉手納町講師等謝礼金支払基準表」の額を上限とする。

申込期間：令和5年10月2日(月)～10月31日(火)

9時～17時 ※12時から13時の間及び土日祝日を除く

申請に必要な書類は、社会教育課(役場3階)からお受け取りいただくか、
嘉手納町役場・教育委員会のWebサイトからダウンロードしてください。

【問い合わせ】 嘉手納町教育委員会 社会教育課社会教育係 電話：956-1111（内線264）